

第十四條

役員ノ任期ハ一年トス、但シ、重任ヲ付ケズ

第五章

会

計

第十五條

本同盟会費ハ(地方同盟会共)次ノ額ヲ以テ負擔スルモノ

同盟会費ハ二回
以上十元迄は加
毎一年

- 一 團體(若シハ有志團)五百名迄代表一名ニ付キ、五十名
- 二 五百名以上一千名迄代表一名ニ付キ、六十名
- 三 一千名以上五千名迄代表一名ニ付キ、七十名
- 四 五千名以上一万名迄代表一名ニ付キ、八十名
- 五 一万名以上 代表一名ニ付キ、九十名

第十六條

本同盟會計ハ臨時徵收スルコトヲ得

附 則

第十七條

本同盟規約ハ委員会ノ決議ニヨリニアラザレバ變更スルコト

第十八條

議事決定ハ、スベテ過半數ヲ以テ原則トス

ニ置ク

労働農民党支持に關する件

決議

我リは階級闘争現下の情勢に於テ、全国的階級党・政党的日軍闘争党・協同戦線党としての労働農民党を急、積極的に支持シ、その全き發展を期ス。

理由

全国労働農民の熱烈なる要求の下に、支那階級労働的運動と有翼、道義者の分裂政策とを排除して本年三月創立された我が労働農民党は、民主主義獲得の爲の消極的な闘争を行はねばならぬ。然るに有翼指導者は、不斷に分裂政策を弄して党の正常な發展を妨害し、我々の労働農民党を弱小アルヨア反動党にまで変質せしめんとした。併し乍ら全国労働農民の熱烈なる要求に、従つてこの黨の奮闘を阻害するの爲に、遂にその計画の成りやがたを知り、かれらは党脱退を敢行し、アルヨア自由主義者と結び、其の政治的筋成へと向つた。即ち彼等は之によつて、自ら意識して労働農民に叛離せんとするものである。